

平成29年度 第2回北海道男女平等参画審議会議事録

日時 平成29年10月25日（水）13：30～15：30
場所 かでる2・7 1060会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 会長及び副会長の選出

(2) 説明・報告事項

- ①北海道男女平等参画審議会の公開について
- ②北海道男女平等参画審議会の所掌事項について
- ③第2次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について
- ④配偶者暴力被害に関する北海道の状況について
- ⑤平成28年度北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について

(3) 審議事項

- ①北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について

(4) その他

3 閉 会

1. 開 会

○三角女性支援室長 時間になりましたので、始めさせていただきます。

皆様、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまから、平成29年度第2回北海道男女平等参画審議会を開催いたします。

私は、環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室長の三角と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、開会に当たりまして、環境生活部くらし安全局長の堀本よりご挨拶を申し上げます。

○堀本くらし安全局長 皆様、こんにちは。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

環境生活部くらし安全局長の堀本と申します。

北海道男女平等参画審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本審議会の委員を快く引き受けいただきまして、心から感謝を申し上げます。

また、それぞれの立場から男女平等参画施策の推進につきましてご理解、ご協力をいただいておりますことに、この場をおかりいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

道におきましては、皆様、ご承知のことと思いますが、男女平等参画社会の実現に向けまして、平成13年3月に北海道男女平等参画推進条例を制定しているところでございます。この条例に基づきまして、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査、審議していただくため、この審議会を設置しているところでございます。

この審議会は、道において初めて委員の公募制を導入した審議会でもあり、このたびは、教育、企業経営、自治体など男女平等参画にかかわるそれぞれの分野の方々に加えまして、5名の公募の方々を合わせ、総勢15名の方々に審議会委員にご就任をいただき、今後、審議等をいただくこととなりました。

任期はこれから2年間ということですが、この間、さまざまなご意見をいただきたいと考えてございますので、お世話になります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、本道におきましては、我が国を上回る人口減少あるいは高齢化、そして、地方の過疎化の進行などもございまして、地域産業を担える人材の不足、生産、消費の縮小、地域コミュニティ機能の低下などが懸念をされているところでございます。

こうした変化や課題に対応していくためには、社会のあらゆる分野において、男性も女性もともに責任を分かち合い、社会を担っていくことが強く求められているものと考えてございます。

国におきましては、約2年前の平成27年10月に第4次の男女共同参画基本計画が策定されたところであり、こうした中でも、女性の活躍推進など、さまざまな取り組みが行われているところです。道におきましては、国の計画、また、平成20年に策定した道の基本計画に基づきまして、現在、男女平等参画の実現に向けた意識の改革、あるいは、道のさまざまな審議会の委員に女性を登用するなどの取り組みを進めているところでございます。この道の計画につきましては、本年度、計画策定から10年を経過したということもあり、この間の社会情勢の変化なども踏まえながら、本年7月にこの審議会におきまして答申をいただき、この答申に基づきまして、現在、平成30年度以降の男女平等参画社会の実現に向けた第3次の基本計画を策定しているところでございます。

本日は、委員の皆様方には最初の審議会となりますので、審議会の所掌事項や男女平等参画にかかわる道の取り組みなどについて、この後、担当からご説明を申し上げることとしているところでございます。

結びになりますが、皆様におかれましては、引き続き、本道における男女平等参画社会の実現に向けましてお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきますと存じます。

今後、どうぞよろしくお願申し上げます。

○三角女性支援室長 それでは、座って進めさせていただきます。

北海道男女平等参画審議会は、北海道男女平等参画推進条例により、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない規定となっております。

本日は、15名の委員全員の皆様が出席されておりますので、北海道男女平等参画推進条例第28条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

資料1の審議会名簿をごらんください。

本日は、委員改選後、初めての審議会でございます。

委員の中では初対面の方も多いためと思いますので、審議会委員としての抱負など自己紹介をお願いしたいと存じます。

時間の都合上、1人2分程度ということにさせていただきます。

それでは、木村委員からお願いいたします。

○木村委員 北海道中学校長会から参りました木村と申します。

この審議会では、平成28年度に引き続き本年度もこの役割を与えていただきましたことに感謝申し上げたいと思います。

現在、私は、札幌市立常盤中学校で校長をしております。そういう関係で、教育の立場から男女平等参画ということにかかわっていただけたいかなと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○桑原委員 北海道経済連合会の桑原でございます。

北海道経済連合会は、約500の企業、団体が集まった組織ですけれども、その一つに労働政策委員会というものがございます。その中で、テーマとして女性の活躍推進ということを中心に題材に取り上げております。

この会議では、女性の就業継続を阻害する要因等を排除していくということが目的にあると思いますので、皆様との審議を通して、私たちの会の活動にも結びつけていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○酒井委員 初めまして。弁護士の酒井と申します。

私は、みなみ大通法律事務所というところにいるのですけれども、うちの事務所の特徴は、女性が4名、男性が2名というふうに、女性のほうが多い事務所、札幌では当事務所ぐらいかと思っております。それぞれが社会的に弱者の味方となるような仕事をしておりまして、例えば、離婚とか、セクハラとか、そういった日々の業務の知識なり経験を少しでも発言できるようにと思っております。よろしくお願いいたします。

裁判では緊張しないのですけれども、こういう場ではちょっと緊張しております。少しずつ慣れていきますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 皆様、初めまして。

ワークライフマネジメントアドバイザーという仕事をさせていただいております佐藤と申します。

所属としましては、NPO法人の日本BPW連合会札幌クラブというところにおりまして、働く女性の利益促進や社会的地位向上などについての活動しております。

昨年は内閣府の共催事業という形で、「女性が活躍する時代をつくるのは誰か」というシンポジウムを開きまして、道にもいろいろとご協力をいただき、たくさんの方たちに参加していただいた状況がございます。

私自身は、一般企業に長く勤めており、女性の活躍を早い段階から進めてきた企業だったものですから、たくさん女性の管理職がいるような中で仕事をしてまいりました。

私は、男女雇用機会均等法施行前に子どもを産みまして仕事を続けてきたわけですが、会社にとっては初めての法定産休者という状況の中で仕事をしてきたり、10年間ほど単身赴任をしてきたりという経験を生かしまして、ワークライフバランスを一步進めた形でワークとライフをマネジメントしていくことをやっております。女性だけではなく、男性も含め、自分の力を生かして仕事を続けていけるような状況をつくる、そしてそれを推進していく企業や上司の方たちのための管理職研修というような仕事です。

北海道は、組織や団体に所属する方たちばかりではなく、1次産業に従事する方たちも多いところ。今回、こういう機会をいただきましたことを大変ありがたく思っておりますので、様々な立場の方たちの状況も踏まえ、審議に参加できますように努力していきたいと思っております。ど

うぞよろしくお願ひいたします。

○篠原委員 初めまして。株式会社アレフ組織開発チームの篠原和美と申します。

平成28年度までは、弊社の武田が委員を務めさせて頂きお世話になりました。今回も弊社にご依頼を頂きまして私が引き継ぐこととなりましたのでどうぞよろしくお願ひ致します。

簡単に自己紹介をさせていただきます。現在、男女に関わらず育児休業・育児短時間勤務、私傷病休職（主にメンタルヘルス関連）から復職までの対応などを主に担当しております。

女性の働き方についてはもちろんですが、男性も含めた働き方について弊社での経験をもとにお話することが出来ればと思っております。また、皆様のお話を拝聴し学ばせて頂きたいと思っております。微力ではございますが、精一杯努めさせて頂きますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

○高橋委員 皆さん、こんにちは。

高橋潤と申します。

こういう場は余りなれていないのですが、公募委員です。

サポートシステム研究会という精神障がい者とNPOを支援するNPOをやっております。

その中で、女性にかかわることが非常に多く、私の関係する先は大体8割ぐらいが女性なので、今回、応募してみました。

学識はそれほどありませんが、東京都で公務員を15年やっていたので、そういう経験がここで役に立てればいいなと思ひ、応募いたしました。

よろしくお願ひいたします。

○高宮委員 皆さん、初めまして。高宮洋子と申します。

NPO法人北海道マリッジ・カウンセリングセンターで相談員をやっております、審議会委員というのは初めての経験でして、正直に言って、まだ何が何だかわからない状態です。

皆様のご意見などを聞きながら勉強させて頂きながら、自分の思いも発信していけたらいいなと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○竹内委員 こんにちは。旭川市役所子育て支援部の竹内と申します。よろしくお願ひします。

私どもの子育て支援課は、女性相談センターなどにおいて、いろいろな女性の相談、暴力の排除、DV関係と、いろいろな相談を受けています。

女性の相談員が3名、職員が1名でいろいろな相談を受けています。経済的なことから、男女間の暴力的なことまで、幅広く相談を受けております。最近、DVが叫ばれまして、ある程度、情報は伝わっているという気がします。私どもの女性相談室にも広まってきていると思ひます。その中で、いろいろな相談を受けています。

やはり、その中で、今回、男女共同参画という形で、女性の弱い部分といいますか、その部分を何とか支援していくことを、男女が共同して参画することが、あるべき姿として求められていると思っております。

今回、初めて参加します。いろいろ勉強させて頂くような形になります。

よろしくお願ひします。

○根本委員 皆さん、初めまして。

函館市から参りました根本と申します。

市の市民部市民・男女共同参画課に勤務をしております。

北海道さんと同じく、今、平成30年度からの計画づくりをしている最中です。

北海道さんから、市町村職員枠ということでお話があり、このたび、こちらに入らせて頂きました。

函館市の取り組みを紹介することで、少しでもお役に立てれば幸いに存じます。

また、個人的には、こちらで貴重なお話がいろいろ出されると思ひますので、私どもの施策のヒントにできればと思っておりますし、私自身もいろいろと勉強させて頂きたいと考えておりますので、これから、どうぞよろしくお願ひいたします。

○広瀬委員 こんにちは。広瀬と言ひます。

北海道情報大学という江別市にある大学で学生に教えております。

個人的なことを申せば、私は、この大学に就職するために子連れで赴任をしまして、以来、夫

とは、29年間、別居生活をしております。

子どもはもう育てて東京に行っておりますので、私はひとり暮らしなのです。そういうこともありまして、女性が仕事を続けるというのは相当厳しいなど実感しております。

もう一つは、1995年に北京でありました世界女性会議に私は参加しております。そのときは、女性に対する暴力に一番焦点が当たっていた会議でして、世界中の女性たちが集まって、ものすごい熱気に包まれた会議だったことを今でも覚えております。それ以後、日本の男女平等はどのぐらい進んでいるのだろうかということを自分の目でずっと見ながらまいりました。

このお仕事を与えていただくことで、少しでも平等の底上げができたらと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○本間委員 道東の中標津町から来ました本間と申します。よろしくお願いいたします。

今回、2泊3日の日程で来たのですけれども、子どもが3人おまして、中学生と小学生と下は幼稚園児で、札幌に来るとなれば、どうやって来たのか、よく子どもを置いて来れるねとか、そういうことを母親はよく言われます。子どもを預かってくれる人がいたり、迎えに行ってくれる人がいたり、そういう協力を得ながらこの場に来ています。

今、子育て中の母親として、中標津町でも子ども・子育て会議の委員をしていますが、母親目線で、男女のバランスの良さとは何なのかということをごちやうで勉強させていただけたらと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

○松本委員 皆さん、こんにちは。

道北の士別市から参りました、松本淳と言います。

大野土建株式会社に勤務してまして、主に労務管理の業務を担当しております。

弊社が、平成26年に北海道両立支援推進企業表彰を受賞した経緯によりお声かけがあり、委員として2年間活動させていただきました。引き続き、委員としてご指名をいただきこの場に参加できることに感謝申し上げます。

建設業においては、依然として人手不足が続いております。男の職場というイメージが根強くありますが、女性の参画や若者の就労促進など課題が山積しており、業界を挙げて様々なPRをしているところです。

男女平等参画に向けて、地元や地域に幅広く情報発信ができるよう勉強させていただきますので、これからもよろしくお願いいたします。

○水野委員 皆さん、こんにちは。

函館から参りました水野と申します。

参加している組織としましては、国際ゾンタ26地区エリア1函館という組織ですが、この組織のメインの目標は女性の地位向上です。世界で68カ国、会員は約3万2,000人おります。

その中で、北海道にも約150人弱のメンバーがおります。

そこで、今、主眼となってやっておりますのは、女兒に対する性暴力による虐待防止です。

私たちは、今、医師、そして、カウンセリングを中心とした、女兒を守ることが将来につながっていくということで、今、活動しております。

私は、この場で、今、北海道の状況はどうかということをご本心に知りたくて公募いたしました。

たくさん勉強させていただけると思って楽しみにしております。

皆さん、よろしくお願いいたします。

○山崎委員 皆さん、こんにちは。

昨年度に引き続きまして審議会委員をさせていただきますNPO法人女のスペース・おんの代表理事をしております山崎と申します。

皆さんのお手元に、痛みを力にという紫色のパンフレットがあると思います。

痛みを力にというのが私たちのスローガンですけれども、これを開いていただくとおわかりになると思うのですが、私どもは、個人加盟ができる女性の労働組合と、DV被害で逃げてこられる方のシェルターと、自立支援を両輪で行っております。

私たちの目標は、職場でも家庭の中でも、世界から女性に対する暴力、子どもに対する暴力の

根絶というところで活動していますので、そういった切り口から、計画などを実効性のあるものにできるように、皆様と手を携えて一緒にやっていけたらと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○山田委員 皆さん、こんにちは。

連合北海道から参りました山田悦子と申します。

今日は、立場としては連合北海道で来ているのですけれども、実際に私が勤務しているところが、括弧書きで書かれておりますが、アークスグループ労働組合連合ラルズ労働組合というところで委員長をしております。

前期から引き続き、また委員をさせていただけますことを感謝申し上げます。

ありがとうございます。

実は、連合北海道でも、女性委員会というのがありまして、各産業別組合の女性の担当者の方が集まって、この男女平等参画の推進に当たって、毎回、情報交流をしながら、そして、年に四、五回、集会等を開いているところでございます。

少しでも課題の解決ができますように、皆さんと一緒に議論しながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○三角女性支援室長 皆様、ありがとうございました。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本審議会におきましては、男女平等参画を推進するため、道庁内に設置しております北海道男女平等参画推進本部の担当職員もオブザーバーとして出席しております。

また、堀本局長は、この後、次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

〔堀本局長退席〕

○三角女性支援室長 それでは、配付資料のご確認をさせていただきます。

皆様のお手元には、次第、審議会委員出席者名簿、推進本部幹事出席者名簿、配席図を置いてございます。また、その他の資料につきましては、先日、皆様に送付させていただいてございますが、資料をお持ちでない場合、お申しつけいただければと思います。

よろしいでしょうか。

2. 議 事

○三角女性支援室長 それでは、これから議事に入らせていただきます。

まず、次第をごらんください。

最初に、議題（１）会長及び副会長の選出についてでございます。

北海道男女平等参画推進条例第２７条において、会長及び副会長は委員が互選すると規定されてございます。

会長、副会長の選任につきまして、どなたかご意見等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○三角女性支援室長 よろしいでしょうか。

立候補などがございませんでしたら、事務局からご指名させていただければと思います。

会長につきましては、前期に審議会会長でありました広瀬委員を会長に、副会長には、同じく前期に副会長でありました桑原委員に就任をお願いしたいと存じますが、広瀬委員、いかがでございますか。

○広瀬委員 皆様にお任せします。

○三角女性支援室長 桑原委員、いかがでございますか。

○桑原委員 私も皆様にお任せいたします。

○三角女性支援室長 ありがとうございます。

それでは、皆様、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○三角女性支援室長 ありがとうございます。

会長は、広瀬委員、副会長は、桑原委員に就任をお願いいたします。

広瀬会長、桑原副会長、どうぞ、会長席、副会長席にご移動をお願いいたします。

[会長、副会長は所定の席に着く]

○三角女性支援室長 それでは、会長、副会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○広瀬会長 座って挨拶させていただきます。

先ほど、北京の女性会議に出たというお話を申し上げました。

実は、今日のNHK総合の「あさイチ」を見ておりましたら、ちょうど、2020年の東京オリンピックのボランティアのことが話題に上っておりました。私は、審議会の資料を読みながら、耳で聞いていたら、ボランティアをやりたいという人たちがたくさんいるというお話だったので。そこにファクスが飛び込んできて、うちの主人は、君がボランティアに出たときに、僕のケアは誰がするのと言っていますというファクスでした。

それを紹介していたのですけれども、私は、それを聞いて、相変わらず日本は女性がケア役割を負わされていると、そして、男性は生活的自立をしていないということを目の当たりにする思いで、ちょっと悲しくなりました。

これが、世界の男女平等度111位の日本の現実でございまして、私たちは、微力ながら、それを何とか引っ張り上げなければいけないという役割を負っていると思っておりますので、そんなに大きな力は出せないのですけれども、何とか皆様のお力をかりまして、この審議会で、少しでもそこを底上げできるようなものにしていきたいと思っております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○桑原副会長 昨日、家に帰りまして、私の妻からある記事を見せられました。多分、この中にいらっしゃる方もごらんになったと思うのですが、道新で、子ども新聞の紹介というのをごらんになった方はいますか。小学校の5年生か、6年生の男の子が、子ども新聞をつくりまして、それが賞をとったという記事が出ておりました。

テーマは、びっくりするなかれ、男女平等ということをやテーマにして、あちこちに取材に行って、それを子ども新聞という形で載せていました。今の会長のお話とはまた逆行するのですけれども、そういった、男の子どもさんでも、今、男女平等ということに非常に興味を持っているのが驚きでもあるのですが、こういった新しい動きもいろいろ出てきているのだらうと思います。

引き続き、この会議ではこういったテーマが主題になると思うのですが、皆さんで勉強しながら、よりよい男女平等といえますか、女性が活躍できる、私の目から見れば職場づくりになるのですが、そういったものに少しでも取り組んでいけたらなと思っております。

よろしくお祈りします。

○三角女性支援室長 ありがとうございます。

それでは、これからの議事進行は、広瀬会長をお願いしたいと思います。

会長、よろしくをお願いいたします。

○広瀬会長 それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、議題(2)説明・ご報告事項に入ります。

まず、①北海道男女平等参画審議会の公開についてと②北海道男女平等参画審議会の所掌事項について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 女性支援室の津島でございます。よろしくをお願いいたします。

私から、①の北海道男女平等参画審議会の公開についてと、②の審議会の所掌事項について、ご説明をさせていただきます。

申しわけございませんが、着席して説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料2をごらんください。

道におきましては、審議の経過の透明性を確保する観点から、北海道情報公開条例に基づきま

して、審議会の開示、それと、資料につきましては、原則、全て公開するというようにしております。

本審議会につきましても、会議及び資料については公開をさせていただいております。

審議会の終了後には、事務局において、発言記録を整理し、委員の皆様にご確認の上、議事録といたしまして、会議資料と一緒に、道のホームページで公開しております。

次に、資料3をごらんください。

北海道男女平等参画審議会傍聴要領ですが、この審議会の公開に当たりまして、この会議を傍聴される方に、審議の経過や内容をご理解いただくとともに、審議の円滑な進行を図るために傍聴の受付や傍聴される方に守っていただくルールなどを定めてございます。

次に、本審議会の所掌事項についてご説明いたします。

資料の「第2次北海道男女平等参画基本計画」に「北海道男女平等参画推進条例」を掲載しておりますので、その条例に沿ってご説明をさせていただきます。

冊子の113ページをお開きください。

このページから117ページにかけて、北海道男女平等参画推進条例を掲載しております。

平成11年6月に男女平等参画社会基本法が施行され、より一層の積極的な取り組みが求められるようになったことから、道におきましては、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定し、平成13年の4月から施行しております。

まず、114ページをごらんください。

この条例では、まず、第3条で、男女平等参画の推進に関し、五つの基本理念を定め、第4条では、道の責務、第5条で道民の責務、第6条で事業者の責務を明らかにしております。

また、第7条では、男女平等参画を阻害する、性別による権利侵害の禁止行為として、性別を理由とするあらゆる差別的な取り扱いの禁止、セクシャル・ハラスメントの禁止、男女平等参画を阻害する暴力的行為の禁止、この3点を明示してございます。

第8条から第18条では、男女平等参画の推進に関する基本的な施策について、必要な事項を定めてございます。

116ページをごらんください。

第3章第19条では、苦情処理委員の設置について規定してございます。

道では、平成13年10月から、苦情処理委員制度を運用して、道民の皆さんからの男女平等参画に関する苦情等の申し出を公平、中立な立場に立って適切に処理してございます。

第4章で、北海道男女平等参画審議会に関して規定しており、審議会の所掌事項については第24条で定めてございます。

男女平等参画審議会は、幅広い視点からの意見や専門的意見を、道の施策に反映させることができるようにするため、知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議することや、みずから、男女平等参画の推進に関し、必要と定める事項を知事に建議することができるという権限を持ってございます。

そのほか、本条例で審議会の役割を規定している条項がございます。申しわけございません、1ページ戻ってください。第8条、第4項で知事は基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、男女平等参画審議会の意見を聞かなければならないと規定されております。

第2次男女平等参画基本計画が、平成20年度から概ね10年間、今年度までの計画となっておりますことから、この規定に基づきまして、平成30年度からの第3次計画の策定につきまして、昨年7月に審議会に諮問し、約1年かけてご議論いただき、本年7月に答申をいただいております。

事務局では、その答申を踏まえて、現在、計画の素案をまとめているところでございまして、11月27日に予定されております道議会の第4回定例議会の前日委員会の場で計画の素案について報告を行って、その後、1カ月間、パブリックコメントを実施し、広く道民の意見を集めまして、来年の3月、年度内に第3次北海道男女平等参画基本計画を策定する予定としております。

その基本計画の中に定めております「男女平等を阻害する暴力の根絶に向けた施策」に関しての分野別計画に当たります「配偶者暴力防止及び被害者保護と支援に関する基本計画」というも

のがございまして、その計画の期間が平成30年度までとなっておりますので、今回、審議会委員に就任をいただいた皆様方に、主に、「配偶者暴力防止及び被害者保護と支援に関する基本計画」の改定についてご審議をしていただくことを予定してございます。

117ページをごらんください。

第25条から第31条にかけまして、審議会の組織、委員構成、男女の割合、また、委員の任命に係る事項などの審議会の運営に必要な事項について、規定してございます。このうち、第30条で、審議会に専門部会を置くことができるとしております。本日の審議におきましても、北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者選考のための専門部会を設置することとしておりますが、皆様方に今後審議していただくことになる、「配偶者暴力防止及び被害者保護と支援に関する基本計画」の改定に当たりましても、今後、専門部会を設置し、ご審議していただくことを予定しております。

以上で、審議会の所掌事項に関する説明を終わらせていただきます。

○**広瀬会長** それでは、ただいまの説明についてご質問はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** 質問がなければ、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** 続きまして、説明・報告事項③の第2次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** 女性支援室の石山です。よろしくお願いたします。

座って説明させていただきます。

それでは、引き続き、資料4-1、ピンク色の冊子をごらんください。

118ページに男女平等参画行政関係年表があります。

ここには、国際的な動き、国の動き、北海道の動きが昭和44年から年次別に平成20年まで記載してあります。

これとは別に、資料4-2には、男女共同参画社会基本法が施行された平成11年から平成29年までの動きが記載されております。

まず、国の動きですが、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、翌年、平成12年に男女共同参画基本計画が策定されています。その後、平成17年に第2次基本計画が策定され、平成22年には第3次、平成27年には第4次基本計画が策定されております。

直近の国の第4次基本計画ですが、あらゆる分野における女性の活躍、安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備の大きな3つの項目と、その下に12分野から成る計画で、計画期間は、基本的な考え方は平成37年度末まで、施策の基本的な方向及び具体的な取り組みについては平成32年度末までとなっております。

続きまして、北海道の動きになりますが、平成11年に国の男女共同参画社会基本法の施行を受けまして、平成13年4月に、北海道男女平等参画推進条例を制定しております。

翌年の平成14年には、北海道男女共同参画基本計画を、平成20年3月には、第2次基本計画を策定し、平成23年には、指標項目、参考項目を追加しております。

現在は、この第2次北海道男女平等参画基本計画に基づき、様々な取り組みを進めているところですが、この計画の期間は今年度までとなっており、来年度からは、現在、策定中の第3次北海道男女平等参画基本計画に基づき、取り組むこととなっております。

第3次北海道男女平等参画基本計画は、昨年7月に当審議会に諮問し、5回の審議会を経て、ことしの7月に答申をいただいたところでございます。この後、パブリックコメントを経て、来年3月に策定される予定となっております。

次に、資料5をごらんください。

申し訳ありませんが、訂正箇所が2カ所ございますので、訂正をお願いいたします。

まず、2ページの真ん中の四角い枠の中の一冊目の丸ポツに、平成19年度に比べて0.6ポ

イント上昇とありますが、ここは0.4ポイントの誤りでございます。

もう一つは、4ページ、上の主な指標項目の三つ目の子宮頸がんのところで、平成28年度の数値が33.8%となっておりますが、ここは33.3%の誤りでございます。

誠に申し訳ありませんでした。

それでは、説明を続けさせていただきます。

第2次基本計画の推進状況につきまして、北海道男女平等参画推進条例に基づき、毎年度公表することとなっております。

2の計画体系については、第2次基本計画において、三つの目標と、13の基本方向、40の施策の方向を定めています。

5ページに体系図がございますので、こちらがわかりやすいかと思えます。

3の計画の推進状況ですが、道では、推進状況を効果的に把握するため、施策の方向の各項目ごとに指標項目を31項目、参考項目を62項目設定し、年度ごとの数字を比較してございます。

例えば、道の審議会委員の女性委員の登用率や道職員の育児休業取得率などを指標項目として設け、成果を検証する際に活用しており、目標値の年度は計画の最終年度である今年度としております。

参考項目につきましては、男女平等参画推進の状況把握のために参考とする項目でございまして、例えば、市町村における男女平等関連事業の件数や、4年生大学の男女別進学率などがございます。

中身については、資料4-1の72ページから73ページに指標項目が、74ページから75ページに参考項目がございます。

ただし、平成23年度に追加しておりますので、挟んである用紙が、現在の指標項目、参考項目でございます。

2ページからは、平成28年度末の指標項目、参考項目に沿いまして、男女平等参画基本計画の推進状況と関連施策の主なものを記載しておりますので、報告させていただきます。

まず、目標Iの男女平等参画の実現に向けた意識の改革についてでございますが、上から男女共同参画社会、男女平等参画社会という言葉を見たり聞いたりしたことのある人の割合、男女平等参画社会などの言葉の浸透度でございますが、平成28年度は、56.4%と、平成19年度に比べて0.4ポイント上昇していますが、前回、平成24年度調査に比べて7ポイント下落しております。

ここは、昨年9月に内閣府が実施した世論調査から引用しているため、原因などの分析は行っておりませんが、標本数が133サンプルと非常に少なく、ここが影響している可能性がございます。

次に、配偶者暴力防止法という言葉の浸透度は、データは古いですが、平成23年度調査では、78.9%と、平成14年度の調査と比較いたしますと30.8ポイントも大幅に上昇してございます。

なお、各指標項目については、毎年度に統計がとれないものもありまして、直近のデータでのご説明になることをご理解いただきたいと思います。

真ん中にインターンシップの指標項目が書かれていますが、インターンシップと男女平等参画の関係については、北海道男女平等参画基本計画、資料4-1の33ページの下段に、生涯にわたって、家庭や学校、社会など、あらゆる機会、あらゆる場所において、男女平等の教育、学習機会の充実を図りますと記載されております。

通常、高校生は、学校と家庭の中で生活しているため、早い段階で社会における男女平等参画について社会勉強していただく観点から、インターンシップに係る数値を指標項目としております。

また、平成22年12月の国の第3次男女共同参画基本計画において、さまざまな分野への女性の参画を推進するため、高等教育機関における男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の推進を図るとされ、公立高校におけるインターンシップの実施状況が成果目標として新たに記載されたことから、平成23年度の見直しの際、新規に設けたものでございます。

次に、主な関連施策として、丸ポチで六つほど取り組みを記載しております。

その中で、幾つか説明させていただきますと、男女平等参画社会づくり推進事業費の一つに、この後、審議事項の中で、詳細を説明いたしますが、道では、男女平等参画チャレンジ賞を毎年度顕彰しております。

この賞は、職場、地域、家庭、その他の社会のあらゆる分野で女性や男性がそれぞれの個性と能力を生かしてチャレンジし、活躍している個人、団体、グループ及びそのようなチャレンジをしている団体、グループを顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すことによって、男女平等参画社会の実現への機運を高めることを目的とし、2件、顕彰しています。

配偶者暴力被害者支援対策費は、DV被害者の一時保護を行う団体への委託費や、平日、夜間、休日の電話相談の委託費のほか、セミナーや各種研修、関係機関との情報共有化を目的とした会議に係る経費などが内容となっております。

人権啓発推進事業は、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人との共生などの人権尊重を目的としたリーフレット等の作成、配布や、性犯罪被害者等支援フォーラムの開催などの内容となっております。

続きまして、3ページ、目標Ⅱの家庭・職場・地域社会における男女共同参画の促進についてでございます。

道の審議会等における女性委員の登用率ですが、平成28年度が37.6%と、平成19年度に比べ6.8%増加しております。

これについては、女性の政策・方針決定参画促進要綱で女性委員の登用率を40%と定めており、環境生活部以外の審議会の委員の委嘱に当たりましては、委員の候補者につきまして、環境生活部道民生活課に事前協議することを義務づけ、女性委員の積極的な登用に関して、全庁的に働きかけを行っているところでございます。

保育所入所待機児童数につきましては、平成28年4月1日現在、94人となっており、平成20年4月1日と比べ、438人減少しております。

しかしながら、出産後に復職を希望しても、保育園に預けられない育児休業中の保護者の児童などの潜在待機児童は、1,297人にも上り、半数以上は札幌市でございます。

なお、平成29年4月1日現在の速報値として、道内の待機児童数は、さらに減りまして、65人、潜在待機児童数は、2,027人と増えています。

育児休業取得率については、女性が82.5%と平成19年度と比べ11.7%増加しており、昨年度と比較しても1.3%の微増となっております。

しかしながら、男性の育児休業取得率は2.5%と低い状況でございます。

指導農業士の女性の割合は、平成19年度の7.1%と比べ、8.0%と上昇しておりますが、近年、8.0%前後を推移しており、目標値には達成していません。

主な関連施策として、丸ボツで五つほどの取り組みを記載しております。

幾つか説明させていただきますと、地域子育てなでしこ再就職支援事業は、今年度の新規事業であり、道内5地域で25歳から34歳の子育て中の女性を対象に、就職希望はあるものの、再就職への不安から就職活動に至らない地方在住の女性に対して、就職に向けた不安解消セミナーの開催と、職場体験チャレンジを一体的に実施する内容となっております。

また、ゆとり推進費（誰もが働きやすい職場環境事業費）の中に、なでしこ応援企業表彰とございますが、道では、男女がともに働きやすい職場づくりを促進するため、育児休業制度等の取り組みなど、仕事と家庭の両立支援に加え、女性の職業生活における活躍について積極的に取り組んでいる企業を知事が表彰するものでございます。

子育て支援対策費（地域子ども・子育て支援事業・保育緊急確保事業）については、市町村が行っている延長保育や留守家庭の小学生に学校の余裕教室等で、適切な遊びの場を提供する放課後児童健全育成事業などを、財政的に支援しているほか、子育て支援員認定研修や、今年度の新規事業として、潜在保育士の復職に向けた研修、保育士の負担軽減のため、保育支援員の配置を支援するなどの内容となっております。

担い手育成総合推進事業費（時代を担う女性農業者の活躍サポート事業費）も今年度の新規事業でございます。

異業種の女性グループや企業等との交流、連携による商品開発や、検討会の実施、男性の理解増進や、家事サポート能力の向上を目的とした青年農業者等との意見交換会、関係団体及び農業

者等による女性の活躍推進、環境整備に向けた検討会議の開催などが内容となっております。

続きまして、4ページ、目標Ⅲの多様なライフスタイルを可能にする環境の整備についてでございます。

道民カレッジの講座受講者数は、平成19年度と比べ5万9,000人を超える増加、生涯学習に関する意識は30%程度で推移している状況でございます。

主な関連施策として、丸ポチで三つほど取り組みを記載しておりますので、また、幾つか説明させていただきますと、母子保健対策事業費（女性と子どもの健康支援対策事業費）は、市町村や学校と連携し、思春期や更年期などの女性の幅広いライフステージに対応した健康教育を、小中高生や、保護者等一般住民を対象に実施することや、地域の支援体制や、健康課題の解決に向けた関係者とのネットワーク会議や支援体制強化を目的とした事例検討、関係者研修の実施、また、不妊専門相談センターを旭川医科大学に設置し、不妊及び不育症に悩む夫婦からの相談に適切に対応するなどの内容となっております。

母子保健対策事業費（不育症治療費助成事業費）についてですが、これも、今年度の新規事業であり、妊娠、出産を望む方を支援するため、流産や死産を2回以上繰り返す不育症の原因特定のための検査及び治療に要する高額な医療費に対し助成する内容となっております。

これらは、資料6の39ページから40ページについて、指標項目を抽出して概要を説明したところでございます。

総じて、保育所入所待機児童数の減、ファミリーサポートセンターや地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの設置数は、既に目標値をクリアしており、安心して子どもを育てることができる環境づくりが充実しつつありますが、男性の育児休業取得率や子育てを支援する中小企業の割合などは低い状況が続いております。

以上、資料5について説明させていただきました。

先ほども申しましたが、各指標と事業の詳細につきましては、資料6に記載がございますので、後ほど参照していただければと思っております。

○**広瀬会長** ただいまの説明についてですけれども、ご質問がございましたら、どうぞ出していたきたいと思います。

○**佐藤委員** 一つ確認をさせてください。

先ほど、目標Ⅰのところにあります男女共同参画あるいは平等参画の言葉を見聞きしたところのある人の割合というお話がありましたけれども、次期計画の第3次男女基本計画について、前回の議事録等でも確認させていただいたのですが、認知と意識の部分が結構低く出ていますが、これは、全て、内閣府が行った調査の中からとっているもの、つまり、133サンプルというこの数字のことになりますか。

○**事務局** 新しい計画では、男女に限らず、さまざまな道の施策の意識調査として毎年度実施している道民意識調査の結果が検証の数値ということになります。

○**佐藤委員** わかりました。

では、先ほどご説明いただいたものと、次期計画の指標項目の数値は取り扱うデータが違っていると認識しておけばよろしいわけですね。

○**事務局** はい。現行計画は内閣府の調査でありまして、次期計画については道の意識調査ということです。

○**佐藤委員** わかりました。ありがとうございます。

○**広瀬会長** ほかにいかがでしょうか。

○**酒井委員** 全く専門外のところで質問させていただきたいのですが、目標Ⅱの待機児童数のところで、平成19年と28年のところの人数の比較の、潜在待機児童数のところを、その言葉を含めて、もう一度、説明していただけないでしょうか。

○**事務局** わかりました。平成28年4月1日現在の道内の潜在待機児童数は、1,297人というデータとなっております。そのうち、札幌市が761名と半分以上を占めております。

また、平成29年4月1日の速報値ではございますが、潜在待機児童数は2,027名、札幌市が1,469名というデータとなっております。

○**広瀬会長** 質問者の酒井委員、それでよろしいでしょうか。

○**酒井委員** その数字をどのように数えているのでしょうか。

○竹内オブザーバー 保健福祉部の竹内と申します。よろしくお願いたします。

私から、潜在待機児童について補足させていただきます。

ざっくりとした説明となりますが、表に載っている待機児童は、実際に入れなくて困っているお子さんの実数として理解していただければよろしいかと思います。

潜在待機児童というのは、本当は〇〇幼稚園とか〇〇保育園に入りたかったのだけれども、そこに入れなかったの、違うところに入っていますとか、本来、長男が入っている保育所と同じところに入りたかったのだけれども、そこは満杯だと言われたので違う保育所に入っていて、自分の希望がかなっていないので、そこが空き次第入りたいという潜在的な部分も含めてカウントしていますので、実数という意味では離れています。道では、待機児童という用語を使っていますが、報道では潜在待機児童を使っているものもございませう。

○広瀬会長 今のご説明について確認ですけれども、潜在という言葉の意味は、どのような形にしろ、保育所に入りたいと申請をした方を対象にしているわけですね。つまり、私が聞きたいのは、本当は保育所に子どもを入れたいけれども、自分は今は無職であるので申請の資格がないというお母さんはたくさんいますね。そこまではカバーしていないということですか。

○竹内オブザーバー 私はそこまで詳しく承知しておりませんので、所管課に確認した上で、具体的な回答を、後ほどさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○広瀬会長 はい。

○三角女性支援室長 それでは、後ほど皆様に文書等でご報告させていただきたいと思ひます。

○広瀬会長 ほかにご質問はございませうか。

○高橋委員 ちょっと気になったのですが、女性の就業率で25歳から34歳というところで、平成28年度は63.0%ですけれども、この就業率の定義はどの様になっているのですか。

例えば、パートとか契約とか非正規とか自営とかいろいろあると思ひますが、雇用形態までは把握していないのでしょうか。

○事務局 申しわけありません。今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答したいと思います。

○高橋委員 わかりました。

○広瀬会長 ほかにいかがでしょうか。

私から3点ほどあります。

こちらの分厚い資料6についてです。

一つは簡単な質問ですが、1ページのところに平成28年度の実績欄の男女共同参画社会づくり推進費の項目で、調査事業として、道内大学及び短大におけるキャンパス・セクシャルハラスメント対策等の調査を実施と書いてありますが、この調査はどのような形で行われたのかということと、この結果をどこかに公表しているのかということをお尋ねしたいというのが1点目の質問です。

2点目は、8ページの左側の施策名では、市町村における女性登用実態調査の実施という欄で、平成28年度の実績のところ、議会議員中に占める女性議員数、平成28年度3月31日現在とありまして、市町村数があり、最後は女性比率というところ、書いてありますが、「うち女性登用市町村数」というのは何を意味しているのかがよくわからなかったの、これについて質問いたします。

もう一つは、実はこれは数字の問題でわからなかったのが、32ページです。

施策名で既設道営住宅改善事業費というものが上から6番目の欄にありまして、平成28年度の実績と平成29年度の実施予定等と書いてありますが、平成28年度の予算額と平成29年度の予算額がここに記されています。この28年度の予算額と29年度予算額は余りに大きな差があつて、これは全く素人ですけれども、なぜなのかというところを聞きたいのです。個別改善の戸数を見ますと、確かに戸数の差はあるのですが、予算上、こんなに差がつくのかというのが不思議でした。これは単純な質問でございませう。

○事務局 まず、一つ目の道内大学及び短大におけるキャンパス・セクシャルハラスメント対策等の実施についてでございませう。

これは、毎年度、女性プラザが実施しています。女性プラザから各道内の大学に調査表を配付し、それを回収しております。この調査結果そのものは、女性支援室では、特に公表してはおり

ません。

二つ目の、8ページの「うち女性登用市町村数」の件だったのですけれども、道内179市町村のうち女性議員がいる市町村数は120市町村ということでございます。

○**広瀬会長** 女性議員がいるという市町村数がこれなのですね。

○**事務局** はい。

○**広瀬会長** わかりました。

○**事務局** 3番目の既設道営住宅改善事業費については、今資料を持ち合わせておりませんので、関係セクションに確認いたしまして、改めてご回答したいなと思っております。

○**広瀬会長** では、よろしく願いいたします。

ほかにご質問はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** もしなければ、次の議題に移らせていただきます。

続きまして、説明・報告事項の④配偶者暴力被害に関する北海道の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** 女性支援室でDV対策を担当しております藤澤と申します。よろしく願いいたします。

私からは、配偶者暴力被害に関する北海道の状況ということで、資料7に基づきまして、DVに関する相談状況と一時保護の状況、DV対策に係る北海道の取り組みの3点につきまして、順にご説明をさせていただきます。

資料の1ページ、2ページにつきましては、私どものホームページでも公表しております。

最初に、資料の1ページの上段、1、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数をご覧ください。

これは、国、内閣府が取りまとめを行っております、配偶者暴力相談支援センターにおけるDV被害者本人からの相談件数を掲載しております。道内には、資料に記載のとおり、道立女性相談援助センターのほか、道庁や各総合振興局、そして、札幌市、旭川市、函館市の3市を含めまして、全部で20機関の配偶者暴力支援センターがDV防止法に基づく相談等の業務を行っております。

時間の関係上、機関別の説明は省略させていただきますが、相談件数の合計で見ますと、平成24年度から28年度までの5年間、幅はございますけれども、概ね、年間2,500件前後で増減を繰り返しているというような状況になっており、中長期的に見ますと、データで見ますと、高止まり、概ね、横ばいの傾向という状況で推移しております。

その下に、参考として全国の相談件数も掲載しております。全国的には、平成14年の統計開始以来のデータで見ますと、全国的には右肩上がりの増加傾向で推移しておりましたが、28年度に初めて減少という状況になっております。

続きまして、資料の下段、2、道内関係機関における相談等件数をご覧ください。

配偶者暴力相談支援センター以外の関係機関、北海道警察本部、婦人相談員を配置して、相談等の業務を行っている道内12市、道内各法務局、民間シェルターにおけるDV相談等の件数を掲載しております。

集計方法に若干違いがありますので、各機関の件数を単純に比較することはできないのですが、機関ごとの推移で見ますと、北海道警察本部を除きまして若干の増減変動はありますが、概ね、横ばい、若しくは、過去の件数に照らしますと、概ね、過去の幅の範囲内で推移しているという状況にあります。

また、北海道警察本部におきましては、この件数には、相談の外に、通報等による、認知、対応した件数も含まれますが、近年におきましては、凶悪事件に至るケースなど、事案の凶悪化を背景に、警察本部における対策の強化が進められていることもあり、その件数は右肩上がりが増加をしている状況となっております。

これにつきましては、全国の警察における件数につきましても同じ状況となっております。

続いて、資料の2ページをごらんください。

DV被害者の一時保護の人員数と一時保護の日数を掲載しております。

道では、DV防止法に基づきまして、緊急に避難を必要とするDV被害者の方々につきまして、婦人相談所である道立女性相談援助センターを始め、資料に記載しております、各民間シェルターや母子生活支援施設、社会福祉施設への業務委託という形態によりまして被害者の方々の一時保護を実施しております。

こちらにも、時間の関係上、機関別の説明は省略させていただきますが、一時保護を行った被害者本人の年間合計数で見ますと、平成26年度に過去最多の年間342名となっております。ですが、翌27年には、減少しまして、28年度は逆に過去最少の246名という状況になっております。

この減少傾向の要因としまして、警察本部、全国で行われておりますけれども、DVやストーカー被害者の方々の緊急避難における宿泊費を公費負担で負担するという制度が、一昨年から開始されておまして、この減少の要因の一つにあると考えております。

また、中段に掲載しております同伴児の数ですが、被害者本人の人数に対して、単純平均になります。1名ないし2名の割合ということで、これにつきましては、統計開始以来、同じような割合となっております。

次に、資料の下段に一時保護日数を掲載しております。

これには、被害者本人の一時保護人員数に、一時保護を行った日数を掛け合わせた、いわゆる延べ日数の年間合計を掲載しております。

26年度までは、年間5,000日台で若干の増加傾向で推移してきましたが、先ほど申し上げたとおり、一時保護人員数が27年度から減少傾向にあるということで、これによりまして、28年度は過去最少の日数となっております。

また、この資料には記載していませんが、1人当たりの一時保護の平均日数、単純に割り返した数字になりますが、近年におきましては、単純平均でおおむね17日前後の日数という状況になっております。

次に、資料の3ページの配偶者暴力に関する北海道の取組をご覧ください。

この資料には、DV対策に関する道における主な取り組みを掲載しております。

区分ごとにご説明を申し上げます。

最初に、相談につきましては、DV法が施行された平成14年度に道立女性相談援助センター、そして、道庁、各振興局を配偶者暴力相談支援センターに指定しまして、現在、計16機関で相談業務などを実施しております。

また、平成27年度からは、道立女性相談援助センターにおける相談時間を平日の夜間と休日にも拡充しております。

また、民間シェルターが行う相談業務につきましては、財政援助という形で道から人件費などの経費に対して、補助金を支出しております。

次の一時保護につきましては、先ほどのご説明と重複しますので、省略させていただきます。

次に、自立支援でございますけれども、道立女性相談援助センターや民間シェルターなどでは、一時保護を行った被害者の方々が一日も早く新たな生活が始められるように様々な自立支援に向けた活動を行っております。

このうち、民間シェルターが行う活動費用に関しましては、相談業務と同様に道から補助金による財政援助を実施しております。

その次、機関連携についてでありますけれども、DV対策を推進する上で、関係機関の連携というのは極めて重要でありますので、道庁と各振興局に係関係機関連絡会議という会議を設置しており、この会議等を通じて関係機関との情報共有を行うなど相互連携を図っております。

次に、研修でございますけれども、民間シェルターが所在する地域におきまして、振興局が主催する実践研修会や、札幌市内で開催する全道セミナーといったDV対策に係る職務関係者を対象とした研修事業を継続的に実施しております。

次に、普及啓発についてですが、DVに関する相談窓口などを掲載したカードやリーフレットといった啓発資料を作成しており、これを、関係機関のほか、他県には例が少ないのですが、北海道と民間企業の包括連携協定に基づきまして、道内のコンビニ全店や、大型商業店舗の店頭においても配布を行っております。

また、本年度におきましては、関係者から高評価をいただいております啓発用の小冊子を、改訂版ということで、増刷で作成しまして、各方面の啓発資材や各所における講座などの資料としてご活用いただいております。

最後のその他の男女共同参画施策に関する苦情処理につきましては、この次の議題の中でご報告申し上げますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

配偶者暴力被害に関する北海道の状況のご説明は以上でございます。

○**広瀬会長** どうもありがとうございました。

ただいまの説明についてご質問はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** なければ、次の議題に移りたいと思います。

続きまして、説明・報告事項⑤平成28年度北海道男女共同参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** それでは、資料8をごらんください。

条例第18条の知事への申出と、第20条の苦情処理委員への申出について、違いがわかりづらいことから、先に補足説明させていただきます。

資料は、第18条と第20条の申し出に関する条文、申し出の対象事項、申し出の方法、処分方法を区分して比較しております。

条文については、条文を引用して記載しております。

申出の対象事項の欄では、男女共同を阻害すると認められているものについて、どちらにも申し出ができることとなっており、具体例としては、性別を理由とした差別的な取り扱いや、セクハラ、DVなど男女の人権の尊重のかかわるあらゆる暴力的行為など、男女平等参画の推進を妨げる要因となるようなものが申し出の対象となっております。

なお、第20条の苦情処理委員に対する申出につきましては、知事に対する申出とは独立したものでございまして、第三者機関として、道民や事業者などから直接申し出を受けることとされております。

このほか、第18条の知事への申出は、男女平等参画に係る道の施策への要望や、法制度の改善要望、女性の登用に関する意見などを対象としており、一方、第20条の苦情処理委員への申出につきましては、男女平等参画に係る道の施策についての苦情も対象としております。

次に、申し出方法についてでございますが、知事への申出では、方法のいかんを問わず、匿名や電話でも差し支えないものとされております。

それに対し、苦情処理委員への申出は、書面により氏名や申し出の理由などを明らかにした上で申し出を受けることとしております。

こういった申し出に対する処理の方法について、知事への申出については、自ずから措置を講ずるほか、例えば、専門の相談機関や調停制度の窓口といった適切な対応機関を紹介するなど、関係機関と連携して措置を講ずることとしております。

それに対し、苦情処理委員制度につきましては、対応機関の紹介などを行うだけでなく、男女平等参画に専門的な知識を有する委員が申し出者に対し直接助言を行うことができるほか、道の施策に対する苦情に関しましては、道の関係機関に対し、意見を述べることもできるとされております。

なお、2ページに、それぞれの申し出について、これまでの処理案件を参考にして、一般論として比較しやすいものを例示させていただきます。

次に、資料9をごらんください。

これは、条例第18条の知事への申出と第20条の苦情処理委員への申出についての統計データでございます。

条例第18条に基づく知事への申出は、平成28年度中に、北海道環境生活部道民生活課及び全道14振興局の環境生活課において受け付けた件数は、681件と前年度に比べ20件減少しております。

次のページをごらんください。

1の申出内容別受付件数につきましては、Aの男女平等参画を阻害すると認められるものが611件で、全体の約90%となっております。

さらに、2の申出内容コード別受付件数でございますが、3の家庭欄の34番、夫・パートナーからの暴力の申出件数が587件で最も多く、全体の8割以上を占めており、近年では、同程度の80%前後で推移しております。

道民等からの申し出は、平成13年度から環境生活部道民生活課及び14振興局で受け付けを開始し、平成14年度からは、配偶者暴力法に基づく配偶者暴力相談支援センターをあわせ持つこととなりました。

積極的にDV相談に対応してきたことなどにより、必然的に夫、パートナーからの申し出件数が多くなっているところでございます。

続きまして、資料10、北海道男女平等参画苦情処理委員活動報告書をごらんください。

北海道男女平等参画苦情処理委員運営要綱第10条に基づき、平成28年4月から平成29年3月までの間における活動状況について、知事への報告として、苦情処理委員から提出があったものでございます。

ページをめくっていただきますと、平成28年度の苦情処理委員の名簿がございます。一昨年度に続きまして、大鹿弁護士が就任し、昨年度は、三浦弁護士が初めて就任しました。

2ページをごらんください。

苦情処理委員からの具体的な報告内容となっておりますが、平成28年度については、苦情処理委員への申し出はございませんでした。

このことについては、ここにも記載がありますが、制度発足後の時間的な経過とともに、社会における男女平等意識が高まることにより、男女の固定的役割分担の意識が根底にあるような制度や仕組みが随時見直されてきているとともに、さまざまな相談に対する窓口が充実してきたことが理由の一つになっているものと考えております。

しかしながら、苦情処理委員のお二方については、道で受け付けた先ほどの681件の申し出の内容につきまして、毎月、内容を見ていただき、それぞれ助言等をいただいているところでございます。

また、下から5行目以降から次のページにかけて、苦情処理委員による本制度の運用に関する見識が述べられております。

知事への申し出件数は、先ほどご説明したとおり、681件と高い数字で推移しておりまして、依然として、女性の登用や指導的地位に占める女性の割合が低い状況による女性の能力が十分に発揮されていないこと、また、DVや性犯罪など、女性に対する暴力も依然として深刻であることについてご意見をいただいております。

現在、苦情処理委員への申出につきましては、インターネット上でも行えることとなっております。氏名や住所を明らかにする必要があるため、申し出にためらいを感じている方もいるのではないかと想定されますが、個人情報については、十分注意していることを含めまして、今後ともこの制度の趣旨がより一層理解されますよう、周知に努めてまいりたいと思っております。

なお、4ページ以降、平成13年度以降の申し出に係る状況等、この制度に関する資料を添付しております。

以上でございます。

○**広瀬会長** どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問はございますか。

○**山崎委員** 知事への申出についての数のカウントの仕方ですが、これは、どういった窓口に対する申し出がこの数になっているのか、教えていただけますか。

○**事務局** 窓口のご質問ですけれども、我々女性支援室を初め、14振興局の環境生活課の受付窓口を合算したものが平成28年度は681件あったということです。

○**広瀬会長** よろしいでしょうか。

○**山崎委員** はい。

○**広瀬会長** ほかにご質問はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 ないようでしたら、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 それでは、次は審議事項です。

①北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 表彰関係の担当をしております佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

資料11をごらんください。

こちらの資料を使って説明させていただきます。

今回、設置いただく専門部会は、北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者選考のための専門部会となります。

北海道男女平等参画チャレンジ賞は、社会のあらゆる分野で個性と能力を生かしてチャレンジしていただく、男女を問わず、個人や団体を顕彰し、男女平等参画社会づくりに貢献する身近なモデルを広く示すことで、同じように活躍する方をふやし、社会機運を高めるため、平成16年から実施しているものです。

この賞に係る選考は、北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱にあるとおり、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行うこととしています。

専門部会を設置する理由としましては、この賞を設置した目的に沿って、あらゆる分野での活躍をバランスよく評価し、専門的、多角的なご意見がいただけるよう、各分野の視点から検討していただくためとなっております。

今年度は、3個人、2団体、合計5件の応募がありましたので、この中から、2件の受賞者を選考していただくこととなります。

参考に、資料の最終ページに昨年度チャレンジ賞を受賞された2名の方の資料を添付しています。

今後のスケジュールにつきましては、最初のページの4番をごらんください。スケジュールを載せてあります。

本日の審議会にて、専門部会を設置いただき、第1回の専門部会を11月下旬ごろに開催したいと考えております。

事前に部会員の皆様に資料をお渡しいたしますので、候補者の推薦内容を資料でご確認いただき、採点表にてあらかじめ、採点していただき、こちらにお送りいただいて、取りまとめをいたします。

その採点表をもとに、専門部会開催当日に話し合いをしていただき、受賞候補者を決定いただきましてから知事に報告いたします。

その後の予定ですが、12月中には受賞者が決定となり、1月下旬から2月上旬ごろ、知事出席のもと、贈呈式を開催する予定と考えています。

最後に、専門部会の公開については、受賞者候補者のプライバシーに配慮し、非公開になりますので、よろしくお願ひいたします。

専門部会の部長及び構成員につきましては、北海道男女平等参画推進条例第30条により、会長が指名することになっておりますので、会長からの指名をお願いいたします。

なお、委員の構成人数については5名でお願いしたいと考えています。

説明については以上です。

○広瀬会長 わかりました。

それでは、専門部会の部会長と委員を私から指名させていただきます。

選考に当たりましては、事務局とも相談させていただきまして、各委員の専門分野が偏らないこと、男女のバランスがとれていること、開催日程が調整しやすいように道央圏の委員を優先して考えさせていただきました。

それでは、お願ひしたい方を指名いたします。

部会長は、桑原副会長にお願ひいたします。

専門部会の委員には、木村委員、篠原委員、高橋委員、山田委員を指名したいと思います。

専門部会長と委員の5名について、皆様、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 ありがとうございます。

なお、専門部会で行われた審議内容につきましては、本審議会としての意見として知事へ報告させていただくこととなります。

それでは、次の議題に入りたいと思いますが、その他としまして、委員の皆様から何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 事務局から何かございますか。

○事務局 それでは、2点ほど連絡事項がございます。

現在、第3次北海道男女平等参画基本計画を策定中ですが、11月27日の道議会環境生活委員会で素案について報告することを予定しております。素案の報告の翌日から1カ月間、パブリックコメントを実施しますので、パブリックコメントを実施した際に、委員の皆様方にもお知らせいたしますので、何か意見等があれば、ぜひ出していただければと思います。

それから、次回の審議会では、配偶者暴力防止及び被害者保護と支援に関する基本計画の策定について諮問させていただくことを予定しております。

審議会につきましては、来年度、4月以降の早いうちに開催をさせていただきたいと思っておりますので、3月ごろになりましたら改めて日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

連絡事項として、以上の2点でございます。

○広瀬会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。

皆様、どうもお疲れさまでした。

3. 閉 会

○三角女性支援室長 広瀬会長、桑原副会長、委員の皆様、長い時間にわたるご審議をありがとうございました。

これをもちまして、平成29年度第2回北海道男女平等参画審議会を終了いたします。

本日は、ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

お帰りの際は、交通事故などに十分お気をつけてお帰りください。

なお、先ほどお願いいたしました部会委員の皆様におかれましては、この後、若干お時間をいただきたいと存じますので、そのまま着席の上、お待ちください。

どうもありがとうございました。

以 上